

災害時情報共有システム フロー図（２）

（２）下記に該当するサービスのうち、介護報酬収入年額100万円以下の介護施設等であって、情報公表システムによる公表を任意で行わない場合

- ①老人短期入所施設 ②特別養護老人ホーム ③認知症高齢者グループホーム ④介護老人保健施設 ⑤介護医療院 ⑥小規模多機能型居宅介護事業所 ⑦看護小規模多機能型居宅介護事業所 ⑧介護療養型医療施設 ⑨短期入所療養介護 ⑩通所リハビリテーション ⑪通所介護 ⑫認知症対応型通所介護

